

検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく 通知に伴う改善措置状況（その後）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成17年8月～18年4月
- 2 調査対象機関 内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

〔通知日及び通知先〕 平成18年4月25日 内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に大臣通知

〔回答年月日〕 平成19年11月2日内閣府、平成19年10月26日総務省、平成19年10月22日法務省、平成19年10月31日財務省、平成19年10月26日文部科学省、平成19年11月12日厚生労働省、平成19年10月24日農林水産省、平成19年10月26日経済産業省、平成19年11月12日国土交通省、平成19年11月14日環境省

〔その後の改善措置状

況に係る回答年月日〕 平成20年9月24日総務省、平成20年9月30日法務省、平成20年10月8日厚生労働省、平成20年10月1日農林水産省、平成20年10月1日経済産業省、平成20年10月6日国土交通省、平成20年10月2日環境省

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- 近年、国等が実施する立入検査、統計調査等については、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、これらの対象者の理解と協力が得にくくなっている。

このような中で、

- ・ 検査・調査業務の従事者をかたった不正も発生したことから、訪問者の身分を確認するよう国等が注意喚起を行った例あり。
 - ・ 個人や法人が安心して統計調査に応じることができるよう、身分証に顔写真を貼付するよう改善を求める行政相談あり。
- 行政苦情救済推進会議(※)において、身分証の全体像を把握し、その改善を推進する必要との意見あり。

※ 行政相談等のうち、制度改正等を必要とするものについて、高い見識を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、的確な処理を推進することを目的として開催

- 身分証の実態

身分証は、検査・調査等ごとにその様式が定められており、その表記事項も区々であるとの指摘があるが、その全体像は未把握

- この調査は、個人や法人が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を図る観点から、検査・調査等業務に従事する者の身分証の表記事項等について実態を調査し、また、行政苦情救済推進会議の意見も踏まえ、所要の改善に資するため実施

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実</p> <p>関係府省は、以下の改善をできるだけ速やかに、かつ、計画的に推進していくこと。</p> <p>① 身分証に顔写真及び生年月日を表記することとする見直しを行うか、又は、身分証に併せて顔写真及び生年月日付きの職員証を携行し、必要に応じて提示することを訓令で義務付けるかのいずれかの措置を講ずること。 (内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)</p> <p>② 身分証に所属部局又は職名、根拠法令、管理番号及び発行日を表記すること。 (総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)</p> <p>(制度の概要)</p> <p>○ 国等は、一定の行政目的を達成するため、関係法律に基づき、その職員が事業者等の営業所等に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査等のため立入検査を実施。当該業務に従事する者は、関係法律において、身分証を携帯し、求められた場合は必要に応じてこれを提示する義務あり</p> <p>○ 各府省は、身分証の表記事項について、関係法律に基づく省令、告示、通達等（以下「省令等」という。）における様式で規定</p> <p>○ 身分証の表記事項は、その内容・表記目的別からみると、①本人確認事項（氏名、顔写真及び生年月日）、②調査権限事項（身分証の名称、所属部局又は職名及び根拠法令）、③適正管理事項（管理番号、発行日及び有効期限）に整理</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>(全体の改善措置状況)</p> <p>→ 国等が行う立入検査の身分証 13 府省が所管する 496 様式について調査した結果、10 府省が所管する 277 様式について、顔写真が表記されていないなど問題あり、6 事項（i）顔写真、ii）生年月日、iii）所属部局又は職名、iv）根拠法令、v）管理番号、vi）発行日）について表記するなどの改善措置を講ずるよう通知</p> <p>今回、指摘のあった 277 様式から大臣通知日（平成 18 年 4 月 25 日）以降に立入検査条項の廃止等により指摘対象除外とした 16 様式を控除した 261 様式について改善措置状況を調査（平成 19 年 9 月末日現在）</p> <p>指摘した 277 様式から大臣通知日以降、立入検査条項の廃止等により対象外とした 16 様式を除く 261 様式のうち、<u>122 様式については改善措置が講じられ、残りの 139 様式についても改善措置が講じられる予定。様式数全体では、すべて表記されているものは、通知時に 496 様式中 219 様式（44.2%）であったものが、480 様式（※）中 341 様式（71.0%）に改善</u></p> <p>※ 調査対象とした 496 様式から大臣通知日（平成 18 年 4 月 25 日）以降に立入検査条項の廃止等により指摘対象除外とした 16 様式を控除した様式数</p> <p>⇒ 今回、その後の改善措置状況を確認したところ、立入検査条項の廃止等により対象外とした 6 様式を除く 133 様式のうち、57 様式については改善措置が講じられ、残りの 76 様式についても改善措置が講じられる予定。様式数全体では、すべて表記されているものは、474 様式（※）中 398 様式（84.0%）に改善</p> <p>※ 調査対象とした 496 様式から指摘対象除外とした 16 様式を控除した 480 様式から、今回、立入検査条項の廃止等により指摘対象除外とした 6 様式を控除した様式数</p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(指摘事項の概要)</p> <p>今回、身分証の表記事項について、調査した身分証 496 の様式ごとに表記事項の表記の状況を調査</p> <p>その結果、10 府省が所管する 277 様式について問題あり</p>	<p>さらに、通知時（平成 18 年 4 月 25 日）における身分証 496 様式の表記事項別の表記状況、回答時における身分証 480 様式及びその後の改善措置状況を確認した 474 様式の表記事項別の表記状況をみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 顔写真 55.0% (496 様式中 273 様式) から <u>75.6% (480 様式中 363 様式)</u>、 ⇒ 86.7% (474 様式中 411 様式) ii) 生年月日 63.7% (496 様式中 316 様式) から <u>82.3% (480 様式中 395 様式)</u>、 ⇒ 90.9% (474 様式中 431 様式) iii) 所属部局 又は職名 96.0% (496 様式中 476 様式) から <u>97.9% (480 様式中 470 様式)</u>、 ⇒ 98.9% (474 様式中 469 様式) iv) 根拠法令 96.5% (※482 様式中 465 様式) から <u>98.9% (※466 様式中 461 様式)</u>、 ⇒ 99.1% (※460 様式中 456 様式) v) 管理番号 96.2% (496 様式中 477 様式) から <u>98.5% (480 様式中 473 様式)</u>、 ⇒ 99.2% (474 様式中 470 様式) vi) 発行日 99.0% (496 様式中 491 様式) から <u>100% (480 様式中 480 様式)</u> <p>に改善</p> <p>※ 根拠法令については、調査対象とした496様式、前回回答時の対象である480様式及び今回回答時の対象である474様式から、立入権限を規定する法令が多数で身分証にそのすべてを表記することが事実上困難な14様式を控除した数をそれぞれの母数として計上した。</p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況																																							
<p>① 本人確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 顔写真 10 府省（内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）が所管する 223 様式について未表記 生年月日 9 府省（内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）が所管する 180 様式について未表記 	<p>(府省別の改善措置状況)</p> <p>様式の改善措置状況（様式別の表記率）を府省別にみると、<u>4 府省（内閣府、総務省、財務省及び文部科学省）において表記率が 100%となっている。100%となっていない府省においても、省令改正時に改善するとしている。</u></p> <p>⇒ 今回、その後の改善措置状況を確認したところ、上記の 4 府省に加えて 2 省（農林水産省及び環境省）において表記率が 100%となっている。</p> <table border="1" data-bbox="1146 616 2087 967"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">通知時</th> <th colspan="3">回答時</th> <th colspan="3">今回</th> </tr> <tr> <th>a 調査対象様式数</th> <th>b 表記様式数</th> <th>c 表記率 (b/a)</th> <th>d 調査対象様式数</th> <th>e 表記様式数</th> <th>f 表記率 (e/d)</th> <th>d 調査対象様式数</th> <th>e 表記様式数</th> <th>f 表記率 (e/d)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省</td> <td>70</td> <td>30</td> <td>42.9%</td> <td>68※</td> <td>59</td> <td>86.8%</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>環境省</td> <td>41</td> <td>15</td> <td>36.6%</td> <td>41</td> <td>39</td> <td>95.1%</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 調査対象とした70様式から大臣通知日（平成18年4月25日）以降に立入検査条項の廃止により指摘対象除外とした2様式を控除した様式数</p> <p>顔写真等表記事項ごとの改善措置状況の詳細は、次のとおりである。</p> <p>① 本人確認事項の改善措置状況 (顔写真) 指摘した 212 様式（※大臣通知日以降、立入検査条項の廃止等により 11 様式は指摘対象から除外）のうち、<u>改善措置を講じたもの 95 様式 (44.8%) であり、その結果、全体の表記率は 55.0% (496 様式中 273 様式) から 75.6% (480 様式中 363 様式) となった。</u></p>	区分	通知時			回答時			今回			a 調査対象様式数	b 表記様式数	c 表記率 (b/a)	d 調査対象様式数	e 表記様式数	f 表記率 (e/d)	d 調査対象様式数	e 表記様式数	f 表記率 (e/d)	農林水産省	70	30	42.9%	68※	59	86.8%	68	68	100.0%	環境省	41	15	36.6%	41	39	95.1%	41	41	100.0%
区分	通知時			回答時			今回																																	
	a 調査対象様式数	b 表記様式数	c 表記率 (b/a)	d 調査対象様式数	e 表記様式数	f 表記率 (e/d)	d 調査対象様式数	e 表記様式数	f 表記率 (e/d)																															
農林水産省	70	30	42.9%	68※	59	86.8%	68	68	100.0%																															
環境省	41	15	36.6%	41	39	95.1%	41	41	100.0%																															

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>② 調査権限事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属部局又は職名 5省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）が所管する 20 様式について未表記 ・ 根拠法令 6省（総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）が所管する 17 様式について未表記 	<p>今後、改善措置を講ずる予定としているものは 117 様式 (55.2%)</p> <p>⇒ 今回、その後の改善措置状況を確認したところ、改善を要する 111 様式（※立入検査条項の廃止等により 6 様式は指摘対象から除外）のうち、措置を講じたものが 48 様式 (43.2%) であり、全体の表記率は 86.7% (474 様式中 411 様式) となった。</p> <p>(生年月日)</p> <p>165 様式（※大臣通知日以降、立入検査条項の廃止等により 15 様式は指摘対象から除外）のうち、改善措置を講じたもの 80 様式 (48.5%) であり、その結果、全体の表記率は 63.7% (496 様式中 316 様式) から 82.3% (480 様式中 395 様式) になった。</p> <p>今後、改善措置を講ずる予定としているものは 85 様式 (51.5%)</p> <p>⇒ 今回、その後の改善措置状況を確認したところ、改善を要する 79 様式（※立入検査条項の廃止等により 6 様式は指摘対象から除外）のうち、措置を講じたものが 36 様式 (45.6%) であり、全体の表記率は 90.9% (474 様式中 431 様式) となった。</p> <p>② 調査権限事項及び適正管理事項の改善措置状況 (所属部局又は職名)</p> <p>19 様式（※大臣通知日以降、立入検査条項の廃止等により 1 様式は指摘対象から除外）のうち、改善措置を講じたもの 9 様式 (47.4%) であり、その結果、全体の表記率は 96.0% (496 様式中 476 様式) から 97.9% (480 様式中 470 様式) になった。</p> <p>今後、改善措置を講ずる予定としているものは 10 様式 (52.6%)</p> <p>⇒ 今回、その後の改善措置状況を確認したところ、改善を要する 10 様式のうち、措置を講じたものが 5 様式 (50.0%) であり、全体の表記率は</p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>③ 適正管理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理番号 6省（法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）が所管する19様式、 ・ 発行日 3省（厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）が所管する5様式について未表記 	<p>98.9% (474 様式中 469 様式) となった。</p> <p>(根拠法令)</p> <p>16 様式 (※大臣通知日以降、立入検査条項の廃止等により1様式は指摘対象から除外) について、<u>改善措置を講じたもの11 様式 (68.8%) であり、その結果、全体の表記率は96.5% (482 様式中 465 様式) から98.9% (466 様式中 461 様式) となった。</u></p> <p><u>今後、改善措置を講ずる予定としているものは5様式 (31.2%)</u></p> <p>⇒ 今回、その後の改善措置状況を確認したところ、改善を要する5様式のうち、措置を講じたものが1様式 (20.0%) であり、全体の表記率は99.1% (460 様式中 456 様式) となった。</p> <p>③ 適正管理事項の改善措置状況 (管理番号)</p> <p>16 様式 (※大臣通知日以降、立入検査条項の廃止等により3様式は指摘対象から除外) について、<u>改善措置を講じたもの9 様式 (56.3%) であり、その結果、全体の表記率は96.2% (496 様式中 477 様式) から98.5% (480 様式中 473 様式) となった。</u></p> <p><u>今後、改善措置を講ずる予定としているものは7様式 (43.7%)</u></p> <p>⇒ 今回、その後の改善措置状況を確認したところ、改善を要する7様式のうち、措置を講じたものが3様式 (42.9%) であり、全体の表記率は99.2% (474 様式中 470 様式) となった。</p> <p>(発行日)</p> <p>発行日の表記については、<u>改善が必要とされた5 様式について、すべてについて表記された。その結果、全体の表記率は99.0% (496 様式中 491 様式) から100% (480 様式中 480 様式) となった。</u></p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>2 国等が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の充実</p> <p>関係府省は、以下の改善をできるだけ速やかに、かつ、計画的に推進すること。</p> <p>① 統計調査の実地調査証に、顔写真及び生年月日を表記することとする。 (総務省)</p> <p>② 国が設置する統計調査員の身分証に、顔写真、調査名及び申告義務を表記すること。 (総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>③ 都道府県等を活用して指定統計調査を行っている府省は、都道府県等に対し、当該府省が自ら身分証の様式を定めるか、又は、統計調査員の身分証の様式を参考に示し、表記事項の充実を図るよう助言すること。 (総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</p> <p>④ 統計法制を所管する総務省は、今後、調査員を用いて承認統計調査を実施する府省に対し、当該調査における調査員の身分証の表記事項について、当該府省又はその受託者が、国が発行する指定統計調査の統計調査員の身分証の表記事項に準じて作成することとするよう要請するとともに、要請を受けた府省は所要の措置を講ずること。</p> <p>(制度の概要)</p> <p>○ 総務省など7府省は、国民生活にとって重要で、国の基本政策決定のための検討に必要な統計を作成するため、統計法第3条に規定する指定統計調査を実施</p> <p>○ 指定統計調査は、国の職員、地方公共団体の職員によって実施されるほか、統計法第12条に基づき国又は地方公共団体が設置する統計調査員(民間人を非常勤の国家公務員又は地方公務員として採用)により実施</p> <p>○ 統計法第13条では、指定統計調査に従事する者等が指定統計調査のため立入検査等を行う場合にはその職務を示す証票を示さなければならないと規定。職務を示す証票(以下「実地調査証」という。)については、統計法施行令第5条において、その様式を規定</p> <p>○ 統計調査員を設置して統計調査を実施する場合には、国勢調査令第8</p>	<p>→① 実地調査証の改善措置状況</p> <p>実地調査証については、平成19年5月に全部改正された統計法(平成19年法律第53号)の施行予定時期である21年4月までに表記事項を定めている統計法施行令(昭和24年政令第130号)を改正し、顔写真及び生年月日を表記する予定(総務省)</p> <p>⇒ 平成21年4月までに表記事項を定める統計法施行規則(仮称、省令)を制定し、顔写真及び生年月日を表記する予定</p> <p>② 国が設置する統計調査員の身分証の改善措置状況</p> <p>5様式について指摘し、改善済み3様式、改善予定2様式</p> <p>i) 要領等の改正により、顔写真、調査名又は申告義務を表記し、様式の改善が行われたもの(3様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金構造基本統計(厚生労働省)(平成19年4月9日見直し済み) ・ 農林水産統計に係る統計調査員等設置要領(平成14年4月1日付け13統計第1495号)別紙様式5-1号(農林水産省)(平成19年3月30日見直し済み) ・ 生産動態統計調査等の調査の手引(経済産業省産業政策局調査統計部鉱工業動態統計室)(経済産業省)(平成19年3月様式見直し済み) <p>ii) 今後、様式を改善する予定としているもの(2様式)</p> <p>a 様式の改善時期が示されているもの(1様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国勢調査施行規則(昭和55年4月15日総理府令第21号)別紙様式第3号(総務省)(<u>次回調査(平成22年)の実施までに改善予定</u>) <p>⇒ 次回調査の実施までに改善予定</p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>条、各統計調査規則等において、国または地方公共団体が発行・交付する統計調査員であることを示す身分証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならないと規定</p> <p>○ 統計調査の一つとして、統計報告調整法第4条の規定に基づき、総務大臣の承認を得て行われているいわゆる承認統計調査がある。</p> <p>(指摘事項の概要)</p> <p>今回、実地調査証及び統計調査員の身分証について表記事項の実態等を調査した結果、下記のとおり未表記あり</p> <p>① 実地調査証（1様式） 本人確認事項のうち顔写真及び生年月日が未表記</p> <p>② 国が設置する統計調査員の身分証（5様式） 本人確認事項のうち顔写真、調査権限事項のうち調査名及び申告義務が未表記</p> <p>③ 都道府県が設置する統計調査員のうち国が身分証の様式を参考に示しているもの（13様式） 本人確認事項のうち顔写真、調査権限事項のうち調査名及び申告義務、適正管理事項のうち発行日について未表記</p> <p>④ 承認統計調査に係る調査員の身分証（4様式） 本人確認事項のうち顔写真、調査権限事項のうち調査名及び申告義務が未表記</p>	<p>b 様式の改善時期が示されていないもの（1様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自動車輸送統計調査員証の交付について」（平成11年2月通達）（国土交通省）（<u>自動車輸送統計調査について、統計の抜本的な見直しを検討しているところであり、調査方法等についても見直しを検討しているため、見直し後に身分証の表記事項等の変更についての検討を行うこととしたいとしている。</u>） <p>⇒ 自動車輸送統計調査については、平成22年度以降に抜本的な見直しをすることとされており、見直し後に身分証の表記事項の変更について検討を行うこととしたいとしている。</p> <p>③ 都道府県が設置する指定統計調査員の身分証の改善措置状況</p> <p>通知を受けた4省（総務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）の措置状況をみると、次のように、都道府県に対し、顔写真、申告義務等を表記した統計調査員の身分証の様式を参考に示すなどの改善措置を実施又は実施予定となっている。</p> <p>(総務省) 今回の大臣通知を受け、総務省所管の指定統計調査に係る統計調査員証の共通様式（指摘のあった住宅・土地統計調査、家計調査、全国消費実態調査を含む。）を定め、平成18年5月に全県に対し参考に提示した。</p> <p>(厚生労働省) 毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査、国民生活基礎調査の3様式については、平成19年2月、3月及び4月に当省において身分証の様式を改正し、平成19年度に実施する調査から表記事項の充実を図るよう措置した。</p> <p>(農林水産省) 都道府県等を活用して実施する農林業センサス、漁業センサスの2様式については、次期の調査実施時に都道府県等に対し、顔写真、調査権限事</p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>項（名称、調査名及び申告義務等）等を定めた統計調査員の身分証の様式を示し、統計調査員の身分証の表記事項の充実を図ることとする（<u>漁業センサスは平成19年試行調査（7月実施済み）、20年本調査、農林業センサスは20年試行調査、22年本調査において実施予定</u>）。</p> <p>⇒ 漁業センサスは平成20年本調査（11月実施）において措置済み 農林業センサスは平成20年試行調査（7月実施済み）において措置されており、22年本調査（22年2月実施）においても、別途措置予定</p> <p>（経済産業省） 今回、指摘のあった経済産業省所管の工業統計調査、経済産業省生産動態統計、商業統計、商業動態統計調査、特定サービス産業実態統計の5指定統計調査に係る身分証については、平成18年12月、19年4月、同年8月に当省で身分証の様式を定め、事前に都道府県に提示している。</p> <p>④ 承認統計調査における改善措置状況等 総務省は「検査・調査等従事者の身分確認に関する調査結果に基づく通知について（依頼）」（平成18年6月5日付け総政企第249号）により、16府省庁等に対し、指定統計調査の身分証の表記事項に準じた措置を講ずることを要請</p> <p>（厚生労働省及び農林水産省の対応状況）</p> <p>i) 厚生労働省（3承認統計調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康・栄養調査：平成19年9月3日、健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）を改正し、様式を改善 ○ 雇用動向調査：18年11月21日に様式を改正し、措置済み ○ 就労条件総合調査：現在、様式の改正作業中であり、<u>平成19年度調査（20年1月実施）から措置予定</u> <p>⇒ 平成19年度調査（平成20年1月実施）において、様式を改正し、措置済み</p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況																																													
	<p>ii) 農林水産省（5承認統計調査：農業構造動態調査、内水面漁業生産統計調査、畜産統計調査、木材流通調査、水産物流通調査） 「農林水産統計に係る統計調査員等設置要領」（平成14年4月1日付け13統計第1495号）を平成19年3月30日付けで一部改正し、平成19年度から調査ごとに調査名入りの身分証を発行するとともに、裏面に申告義務等を表記</p> <p>⇒ 上記措置により、今回、調査対象とした統計調査員の身分証22様式（国が設置する統計調査員の身分証5様式、都道府県が設置する統計調査員のうち国が身分証の様式を参考に示しているもの13様式、承認統計調査の身分証4様式）の表記事項別表記率は、通知時及び前回の回答時に比べ次のように改善</p> <p>(統計調査員の身分証の表記事項の改善状況)</p> <table border="1" data-bbox="1189 831 1995 1193"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>顔写真</th> <th>調査名</th> <th>申告義務等</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様 式 数</td> <td></td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通知時</td> <td>表記数</td> <td>3</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>表記率</td> <td>13.6%</td> <td>90.9%</td> <td>40.9%</td> <td>95.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前回回 答時</td> <td>表記数</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>表記率</td> <td>77.3%</td> <td>100%</td> <td>95.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">今回回 答時</td> <td>表記数</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>表記率</td> <td>81.8%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		顔写真	調査名	申告義務等	発行日	様 式 数		22	22	22	22	通知時	表記数	3	20	9	21	表記率	13.6%	90.9%	40.9%	95.5%	前回回 答時	表記数	17	22	21	22	表記率	77.3%	100%	95.5%	100%	今回回 答時	表記数	18	22	22	22	表記率	81.8%	100%	100%	100%
区 分		顔写真	調査名	申告義務等	発行日																																									
様 式 数		22	22	22	22																																									
通知時	表記数	3	20	9	21																																									
	表記率	13.6%	90.9%	40.9%	95.5%																																									
前回回 答時	表記数	17	22	21	22																																									
	表記率	77.3%	100%	95.5%	100%																																									
今回回 答時	表記数	18	22	22	22																																									
	表記率	81.8%	100%	100%	100%																																									

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>3 国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の充実等</p> <p>関係府省は、国民が安心して相談等を行うことができる環境の整備を図る観点から、所管する相談員に係る身分証について、以下の改善を推進する必要がある。</p> <p>① 関係府省は、相談等の実施方法等の実態を踏まえ、民生委員を除く相談員の身分証の表記事項を充実させる方向での見直しをできるだけ速やかに、かつ、計画的に行うこと。 (総務省、法務省、厚生労働省)</p> <p>② 厚生労働省は、民生委員の身分証の作成に関する助言に基づき、都道府県等において必要な対応が採られるよう、その状況の把握を適期適切に行うこと。</p> <p>(制度の概要)</p> <p>○ 総務省、法務省及び厚生労働省では、国民から各種の相談等を受けるため、関係法令等に基づいて、所管大臣が民間人を相談員として委嘱又は委託し、全国に配置している。具体的には、総務省においては行政相談委員、法務省においては保護司及び人権擁護委員、厚生労働省においては民生委員・児童委員、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員である。</p> <p>(指摘事項の概要)</p> <p>○ 今回、3府省が設置する6相談員に係る身分証の発行状況及びその表記事項の実態を調査 その結果、民生委員・児童委員を除く5相談員について、顔写真、職務内容の根拠、委嘱期間について未表記あり</p> <p>○ 47都道府県における民生委員の身分証の発行状況を調査 その結果、25都道府県において発行、22都道府県は未発行。 厚生労働省は、当省による調査と並行して検討を進め、平成18年2月28日に開催した厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議において、各都道府県等に対し、氏名、顔写真、生年月日、名称、職務内容の根拠、管理番号、発行日及び委嘱期間を表記した民生委員の身分証の様式を示し、その作成について助言</p>	<p>→① 民生委員・児童委員を除く5相談員（行政相談委員、保護司、人権擁護委員、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員）の身分証について、</p> <p>i) 今回、指摘した顔写真、職務内容の根拠、委嘱期間の表記について、通知等の改正により様式の改善が行われたもの4様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政相談委員（総務省） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年2月20日通達の改正により職務内容の根拠、委嘱期間を表記 ○ 保護司（法務省） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年8月9日訓令の改正により職務内容の根拠、委嘱期間を表記 <p>⇒ 平成20年5月30日に同様の表記事項を引き継いだ新規訓令を制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年3月19日の交付要綱の改正により顔写真、職務内容の根拠を表記 <p>ii) 今後、改善を行う予定であるもの1様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権擁護委員（法務省） <ul style="list-style-type: none"> ・ 証票に有効期限を表記することとして、<u>平成20年度の委嘱者から随時適用する予定</u> <p>⇒ 「人権擁護委員の身分を示す証票及びき章を定めた公示」（昭和58年12月15日法務省告示第496号）の改正（平成20年3月3日公布、同4月1日施行）により有効期限を表記</p>

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>都道府県等における身分証の発行をさらに推進するためには、上記助言に基づき、都道府県等において必要な対応が採られるよう、その状況の把握を適宜適切に行うことが必要</p>	<p>② 厚生労働省は、民生委員・児童委員について、各都道府県等による身分証発行の更なる促進を図るため、平成 19 年 3 月に開催した厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議の場において、各都道府県等に対し、引き続き身分証の作成について配慮願いたい旨を助言</p> <p>6 県（宮城県、栃木県、石川県、愛媛県、高知県、大分県）において、民生委員の身分証を新規に発行</p> <p>また、発行予定又は発行について 15 府県（岩手県、秋田県、福島県、茨城県、新潟県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、和歌山県、岡山県、山口県、香川県、鹿児島県）において検討、身分証の発行予定がないものは東京都（徽章及び民生委員手帳で対応）</p> <p>⇒ 平成 20 年 9 月現在、44 道府県では発行済みで、愛知県において身分証を発行予定、東京及び秋田県では身分証の発行について検討中</p>